

筑波大学オープンアクセス方針

平成27年 11月19日
筑波大学学長決定

(趣旨)

- 1 筑波大学(以下「本学」という。)は、本学に在籍する役員及び教員(以下「教員」という。)によって得られた教育研究成果(以下「成果物」という。)を学内外に無償で提供することにより、教育研究活動のさらなる発展に寄与するとともに、情報公開の推進と社会に対する説明責任を果たすために、オープンアクセスに関する方針を以下のように定めるものとする。

(成果物公開の権限)

- 2 本学は、出版社、学会、学内部局等(以下「出版者」という。)が発行した学術雑誌に掲載された教員の成果物を、筑波大学学術機関リポジトリ(以下「つくばリポジトリ」という。)によって公開する。ただし、成果物の著作権は本学には移転しないものとする。

(データの提出とつくばリポジトリへの登録)

- 3 成果物の出版者版がつくばリポジトリにおいても公開可能である場合、本学は当該出版者版をつくばリポジトリに登録することができる。出版者版の公開は禁じているが著者版の公開を認めている場合、成果物の公開に同意した教員は、共著者の同意を得た上で、著者最終稿等を特別の事情のない限り、できるだけすみやかに本学へ提出する。つくばリポジトリへの登録、公開、利用条件等、つくばリポジトリに関する事項は、「筑波大学学術機関リポジトリに関する要項」に基づき取り扱う。

(適用の例外)

- 4 つくばリポジトリによる公開が不適切であるとの申し出が著者本人からあり、妥当と認められた場合、本学は当該成果物を公開しない。

(適用の不遡及)

- 5 本方針施行以前に出版された成果物や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した成果物には、本方針は適用されない。

(その他)

- 6 本方針に定めるもののほか、本学におけるオープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。